

札幌市都市計画法施行条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

札幌市都市計画法施行条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「10,300円」を「11,000円」に、「25,700円」を「27,600円」に、「51,300円」を「55,100円」に、「102,600円」を「110,300円」に、「154,000円」を「165,400円」に、「205,300円」を「220,600円」に、「256,600円」を「275,700円」に、「359,200円」を「386,000円」に、「15,400円」を「16,500円」に、「35,900円」を「38,600円」に、「77,000円」を「82,700円」に、「143,700円」を「154,400円」に、「236,100円」を「253,700円」に、「318,200円」を「341,900円」に、「400,300円」を「430,100円」に、「564,500円」を「606,600円」に、「230,900円」を「248,200円」に、「307,900円」を「330,900円」に、「461,900円」を「496,300円」に、「605,600円」を「650,700円」に、「780,100円」を「838,200円」に、「1,036,700円」を「1,114,000円」に改め、同表2の項中「1,036,700円」を「1,114,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

開発行為等の許可申請に係る手数料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。